## ■受講資格

建築物石綿含有建材調査者講習の受講にあたっては、以下1~11のいずれかの受講資格を有していることが必要です。

受講資格区分		学 歴 等	実務経験
1	大卒(建築) + 実務 2 年(建築)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者(※1)	卒業後の建築に関する 実務経験年数:2年以上
2	短大卒(建築3年) + 実務 3 年(建築)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の建築に関する 実務経験年数:3年以上
3	短大卒(建築)又は高専卒(建築) +実務4年(建築)	[2] に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数: 4年以上
4	高卒等(建築) + 実務7年(建築)	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程または これに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数:7年以上
5	学歴不問+実務11年(建築)	「1~4」に該当しない者(学歴不問)	建築に関する実務経験年数:11年以上
6	建築行政又は環境(石綿)行政実務2年	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数:2年以上
7	特化作業主任者+実務5年(石綿調査)	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者 (※2)	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数:5年以上
8	石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習を修了した者(実務経験年数不問)(※3)	
9	各種専門官	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者(※4)	
10	労働基準監督官2年	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数: 2年以上
11	作業環境測定士+実務5年(石綿調査)	作業環境測定士(※5)	石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数:5年以上

<sup>※1 「</sup>建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、 建築士法(昭和25年法律第202号)第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を 得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が 発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。

※実務経験証明書は、当機構所定の様式に記入してください。

※実務経験のうち、「建築に関して」の経験には、建築物の解体工事または改修工事の実務に関する経験が含まれる必要があります。 (「基発1020第4号令和2年10月20日 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について」より) ※海外の大学で建築学課程を卒業した方など1~11に該当しない方は事務局までお問い合わせください。

<sup>※2</sup> 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

<sup>※3</sup> 労働安全衛生法別表第十八第二十三号

<sup>※4</sup> 労働安全衛生法第九十三条第一項

<sup>※5</sup> 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士および第二種作業環境測定士をいう